

## 》》》 所得税の確定申告が必要な方

- ① 農業や自営業、アパートや土地を貸して収入を得ている方、土地や建物などを売った方
- ② 給与の収入金額が2千万円を超える方
- ③ 給与を1か所から受けている人で、給与所得と退職所得を除く所得金額の合計額が20万円を超える方
- ④ 給与の支払いを2か所以上から受けていて、年末調整されなかった給与収入と、給与所得・退職所得を除く所得金額の合計額が20万円を超える方

## 》》》 町県民税の申告が必要な方

所得税の確定申告の必要がない方でも、令和5年中に収入があった方や、全く収入がない場合でも、家族の扶養になっていない方は、町県民税の申告をしてください。扶養になっているか、必ずご家族の源泉徴収票などで確認してください。

### \*\*\* 注意 \*\*\*

#### ■ 申告しないと・・・

国民健康保険や各種年金の審査、所得証明書などを発行する際に不都合が生じる場合があります。

#### ■ 申告しなくてもいい方

- ① 給与所得のみで、勤務先から町へ「給与支払報告書」が提出されている方
  - ② 公的年金等の収入金額が400万以下でそれ以外の所得金額が20万以下の方
  - ③ 収入が全くなく、生計を同一とする方の扶養親族になっている方
- ※所得証明書等が必要な方は③の場合でも町県民税の申告が必要です。

## 》》》 所得税確定申告・町県民税申告受付相談日程について

相談日	地区名		申告会場
	午前	午後	
2月16日(金)	四季の丘	四季の丘	役場2階第2会議室
2月19日(月)	成城台・藤の台	武田・新	
2月20日(火)	武田・新	神崎神宿	
2月21日(水)	神崎神宿	神崎本宿	
2月22日(木)	神崎本宿	毛成	
2月23日(金・祝)	全地区(予約制)	全地区(予約制)	
2月26日(月)	毛成・神崎本宿	古原	
2月27日(火)	古原	郡	
2月28日(水)	郡	大貫・立野	
2月29日(木)	大貫・立野	植房	
3月4日(月)	植房	小松	
3月5日(火)	小松	並木	
3月6日(水)	並木	今・高谷・松崎・向野	
3月7日(木)	神崎本宿・十三間戸	成城台・藤の台	
3月11日(月)	全地区	全地区	
3月12日(火)			
3月13日(水)			
3月14日(木)			
3月15日(金)			

#### ■ 受付時間

【午前の部】 9:00～11:00

【午後の部】 13:30～16:00

(2月23日(金)は15:00まで)

但し、当日の混雑状況により、受付を早めに終了させていただく場合がありますので、お早めに受付をお願いいたします。

■ 2月16日(金)～3月7日(木)は該当地区の方が優先となります。該当地区以外の方が申告相談される場合は、順番が前後する場合がありますので、予めご了承ください。

■ 2月23日(金)は、予約制で申告相談及び申告書の受付を行います。予約は、2月1日(木)～2月15日(木)17:00までに役場町民課税務係へご連絡ください。

■ 領収書等の集計をされていない場合は順番が後になりますので、ご了承ください。

## 》》》 申告相談会の実施について

確定申告期間に先立って、税務署・県税事務所・町による申告相談会を行います。譲渡所得、先物取引、贈与税、初年度の住宅借入金等特別控除は相談できませんので、佐原税務署へご相談ください。

■ 日 時：令和6年2月6日(火) 9:30～12:00、13:00～15:30

■ 会 場：神崎町役場2階 第2会議室